

公益財団法人安積歴史博物館写真等撮影について

重要文化財「旧福島県尋常中学校本館」（現、安積歴史博物館）は明治22（1889）年に竣工以来、移築することなく残っている全国的にも貴重な洋風建築です。

昭和52（1977）年6月に文部省から重要文化財に指定され、その後昭和59（1984）年9月から安積歴史博物館として一般公開しています。

このような貴重な文化財をより身近に感じていただくために、有料となりますが、可能な限り貸出等を行っています。写真撮影等もその一つですので以下の事項等を厳守のうえご利用ください。

1、重要文化財「旧福島県尋常中学校本館」を利用しての写真撮影については以下の条件のもと撮影許可を受けて撮影することができます。その場合、入館者全員の入館料の他に「維持協力金」が発生いたします。

また、営業・商業等営利目的の場合はその都度個別に協議していただいた上撮影することができます。

1) カメラマンや専門業者が同行して撮影などする場合

①カメラマンや専門業者が依頼を受け「婚礼前撮りなどの記念写真やビデオ撮影」を行う場合は、必ず事前に利用申込書及び誓約書を提出して許可を得てください。

②遠足や学校行事等の記念写真やビデオをその事業に同行して撮る場合は、学校から提出される「博物館入館料等料金減免申請書兼承認書」に替えることができます。

2) コスプレ（婚礼衣装等も含む）などで個人的な撮影の場合は、撮影者は当日（当日窓口も可）までに利用申込書及び誓約書を提出して許可を得てください。

3) カメラマン、或はモデル等を依頼し個人的に撮影をする場合であっても、撮影者は事前（撮影当日窓口も可）に利用申込書及び誓約書を提出して許可を得てください。

4) 非営利、非商業目的の個人的な撮影の場合

①特別な許可は不要です。

②個人的な撮影でも複数回に及ぶような場合は上記（3）と同様の手続きを要します。

*許可が必要か不要か不明の場合は、事前にご相談ください。

2、撮影についての禁止行為等

①長時間にわたり同じ場所を占拠したり、通行を遮ったり、機材を放置するなど、入館者の迷惑となる行為。

②館内での着替え等は、館内指定の場所を使用してください（有料です）。

③本建物は重要文化財です。汚損、毀損等は厳に謹んで下さい。万一汚損や既存をした際は原状回復をしてください。その際の費用は撮影者側で負担となります。

- ④建造物以外の備品については移動することが可能ですが、終了の際は原状回復を撮影者側で実施してください。その際の費用は撮影者側が負担となります。
- ⑤館内で三脚等の機材を使用する際は建物が傷まないよう必ず養生を実施してください。
- ⑥公序良俗に反するものや反社会的勢力と思われるものについてはお貸しできません。
- ⑦飲食は出来ません。止むを得ない場合はご相談の上その指示に従ってください。
- ⑧その他当館の指示には必ず従ってください。万一従えない場合は即時に撮影を中止し退去していただきます。又、撮影済みのものは撮影者の責任で削除してください。この際既に支払った維持協力金は返還いたしません。

3、撮影時間

- ①概ね1回4時間としてください。4時間を超える場合は、1時間当たり1千円の延長料金が発生します。同一日に複数回行う場合は、利用申込書及び誓約書にその旨ご記入ください。また、維持協力金はその都度発生いたします。
- ②撮影時間（設営から撤収まで）は博物館の開館時間内とします。他の時間帯希望の際はご相談ください。

4、撮影に伴う維持協力金内訳

- ①カメラマンや専門業者が依頼を受け「婚礼前撮りなどの記念写真やビデオ」等の撮影を行う場合。

1回 3000円

- ②遠足や学校行事等の記念写真やビデオをその事業に同行して撮る場合。

学校行事と認められる場合は「無料」

- ③カメラマン、或はモデル等を依頼し個人的に撮影をする場合。

1回 3000円

- ④非営利、非商業目的の個人的な撮影の場合（家族・友人・知人のコスプレ（婚礼衣装等も含む））などで個人的な撮影の場合。

入館人数の入館料

但し（1－（4））の②に該当する場合は1回1000円）。

5、その他

- ①この「公益財団法人安積歴史博物館写真撮影について」は以前の予告なく変更することがあります。写真撮影希望の際は必ずご確認ください。
- ②この「公益財団法人安積歴史博物館写真撮影について」に記載のない事項はその都度協議します。

（令和2年11月1日より適用）